

(5) 情報公開を適切に行っていること

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- ④ 内閣府令で定める書類
- ⑤ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法第45条第1項第5号）。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
(法第44条第2項第2号)
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
(法第44条第2項第3号)
- ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
(法第54条第2項第2号)
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類
(法第54条第2項第3号)

(注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます
(法規第32条第1項)。

- 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

- 4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 内閣府令で定める書類（法第54条第2項第4号）

(注) 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規第32条第2項）
法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

- ④ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
(法第54条第3項、第4項)